

# 小規模企業共済制度に加入してありますか？

## 小規模企業共済制度とは・・・

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

## 制度の特色

安心・確実な共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

事業資金等の貸付制度も充実

共済に加入できる方	掛 金
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員	掛金月額は1,000円～70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べます。 掛金は増額・減額ができます。（減額には一定の要件が必要です。） 掛金は加入された方ご自身の預金口座からの振替となります。

## 税制面のメリットは・・・

### 掛金は・・・全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除されます（1年以内の前納掛金も同様です。）



共済金は・・・退職所得扱い（一括受取り）または  
公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）

## 共済金の受け取り方が選べます

共済金の受取り方法は「一括」「分割（10年・15年）」

または「一括と分割の併用」のいずれかを選択できます。



加入申込手続きは、青色申告会で行うことができます。

ご不明な点がございましたら・・・

川崎西青色申告会事務局 911-4616 までご連絡下さい。

詳しい制度内容については

独立行政法人 中小基盤整備機構のホームページ <http://www.smrj.go.jp/> をご覧ください。